

## 令和6年度第2回岡崎市農業委員会総会 議事録

### 1 開会の日時及び場所

令和6年5月2日(木)

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

### 2 会議に付した議案

#### (1) 議案

議案第6号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第7号 農地の転用の許可の申請について

議案第8号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第10号 非農地通知交付申請について

議案第11号 農用地利用集積計画について

議案第12号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第13号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

#### (2) 報告

報告第6号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第7号 現況証明願について

報告第8号 農地の転用のための届出の受理について

報告第9号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第10号 農地の改良のための届出の受理について

議案第11号 農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について

議案第12号 令和5年度最適化活動の点検・評価について

### 3 出席委員

#### (農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江  
5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊  
9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉  
13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志  
17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

#### (農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身  
24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志  
28番 太田 昌宏、30番 八田 導英、31番 加藤 良則、32番 畔柳 則宏  
33番 新家 和義、35番 阿部田 光春、36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄

38 番 山内 隆一

4 欠席委員

29 番 高木 政昭、34 番 新實 文夫

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主事
- (2) 農務課 主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は 29 番の高木 政昭委員と 34 番の新實 文夫委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは 18 番近藤 靖一委員と 19 番の鈴木 泰孝委員をお願いいたします。それでは議事にしがいて、議案第 6 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 4 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

太田(智) 委員：申請番号 5 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 28 日。本案件は、譲渡人が県外に住んでおり、今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 6 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 28 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新家 委員：申請番号 7 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 22 日。本案件は、20 年程前から農地法の手続きをとらずに借りて耕作していたが、譲渡人が耕作困難になり、今回是正し譲り受けたというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくこ

とが确实と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：申請番号8番 調査年月日は令和6年4月28日。本案件は、申請地の近くの空き家を取得することになり、移住に合わせて申請地を譲り受け農業に励んでいきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが确实と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第7号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

太田(智) 委員：申請番号1番 調査年月日は令和6年4月28日。本案件は、平成27年5月より申請地にて一時転用の許可を得て営農型太陽光発電事業を行っており、引き続き同事業を行うため転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号2番 調査年月日は令和6年4月25日。本案件は、大型商業施設開発地域の隣接地で、開発に伴い田への進入路が高低差により進入できなくなり耕作することが困難であるため、道路の高さまで嵩上げし、畑として耕作したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：営農型太陽光発電事業について、期限が3年となっているが、その都度申請しなければならないのでしょうか。

事務局：営農型太陽光発電事業については一時転用扱いとなり、一時転用については期限が3年と決まっているため、その都度申請が必要ということになります。

酒井(功) 委員：一時転用案件については今後も3年ごとに申請が来るということによろしいでしょうか。

事務局：はい。おっしゃる通りです。

酒井(功) 委員：では、提出を忘れた場合、事務局から通知等を出しますか。

事務局：毎年、国から状況報告の提出を求められているため、それに応じて次の期限の案内を出しております。

酒井(功) 委員：ではチェック漏れ等は起きないという認識でよろしいでしょうか。

事務局：はい。

酒井(功) 委員：もう一点確認になりますが、一時転用ではない太陽光事業というのはありますか。

事務局：パネル下部で耕作を行わないものも存在します。

酒井(功) 委員：では、営農型は一時転用のため3年ごとに更新。太陽光事業のみの場合は永久転用という認識でよろしいでしょうか。

事務局：その通りになります。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第8号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って10件説明を行った)

会長：ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

竹田 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 22 日。本案件は、自動車板金・塗装業を営んでおり、現施設の老朽化に伴い建て替えが必要であるが、現所在での建て替えが困難であるため、申請地に工場を移設するため転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 13 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 26 日。本案件は、現在美容院を営んでいるが、経営規模を拡大したいため、申請地に美容院を移設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤（健） 委員：申請番号 14 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 27 日。本案件は、現在社宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 15 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 25 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号 17 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 23 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 18 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 30 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差がある申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し、残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号 19 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 26 日。本案件は、岡崎市内の道路工事で使用する砕石やサバ土を採取したが、置く場所がないため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤（良） 委員：申請番号 20 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 28 日。本案件は、共同住宅を経営しており、現在借りて使用している通路が狭く、利用者の通行に支障をきたしているため、申請地を通路として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号 21 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 24 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：番号 18 番の一時転用についてですが、埋め立てた後については畑として利用するということがよろしいでしょうか。

事務局：こちらは嵩上げをして田で利用する計画となります。また 5 枚の田になるよう造成する予定で、他の議案でも出てきますが、利用権設定をして耕作されることまで予定されています。

酒井(功) 委員：申請地の下にもまだ埋め立てられていない農地がありますか。

事務局：はい。中根委員からの説明にもあったように、下流にもまだ農地があります。

酒井(功) 委員：わかりました。近隣に学校はありますか。

事務局：少し離れたところにはありますが、小学校があります。

酒井(功) 委員：工事によりダンプ等が通ると思いますが、業者には注意するように伝えていただき、申請地で耕作される方には、しっかり行うよう指導等お願いします。

事務局：承知しました。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

加藤(健) 委員：申請番号 20 番ですが、もともとある進入路の隣に新たに作り、進入路を拡張するものという認識でよろしいでしょうか。

事務局：もともとあったものから離れたもので、拡張ではありません。

加藤(健) 委員：では、今回新しく新設する道路は広い道路につながるものということでしょうか。

事務局：はい。その通りです。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号 18 番については、一団の転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。

会長：次に、議案第 9 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

神谷 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 20 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号 2 番 調査年月日は令和 6 年 4 月 25 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第10号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(非農地通知交付申請について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長:ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

木俣 委員:申請番号1番 調査年月日は令和6年4月30日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員:申請番号2番 調査年月日は令和6年4月26日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。次に、議案第11号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第12号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用集積等促進計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第13号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

成田 委員:農業委員会の現在の体制の表にある中立委員1名はどなたになるのかと、40歳代以下の記載がないがどのような意味かと、農業委員の制限年齢があるのか、の3点について教えていただきたい。

事務局:中立委員については、学識経験者や市役所OB等を指しますので、3番酒井 功二委員になります。また、こちらは令和5年4月1日現在、つまり改選前でしたので、40歳以下がおりませんので、斜線が引いてあります。また、制限年齢はありません。

会長:ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、公表するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	6件
現況証明願について	1件
農地の転用のための届出の受理について	9件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	15件
農地の改良のための届出の受理について	1件
農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について	1件
令和5年度最適化活動の点検・評価について	

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前10時30分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (18番)

岡崎市農業委員会委員 (19番)